

平成22年3月18日(木)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋隆義
3番	熊谷祐子	4番	西岡一成
5番	庄田昭人	6番	森 治久
7番	棚橋敏明	8番	広瀬武雄
9番	松野藤四郎	10番	広瀬捨男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井千尋	14番	清水 治
15番	山田隆義	16番	広瀬時男
17番	若園五朗	18番	星川睦枝
19番	藤橋礼治	20番	小川勝範

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	豊田正利
教育長	横山博信	企画部長	奥田尚道
総務部長	新田年一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤脩祠
福祉部長	石川秀夫	都市整備部長	福富保文
調整監	水野幸雄	環境水道部長	河合 信
会計管理者	広瀬幸四郎	教育次長	林 鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見秀意	書記	棚瀬敦夫
--------	------	----	------

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

17番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

17番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。議席番号17番 若園五朗、新生クラブです。

一般質問の許可を議長からいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず一つ、市の今後の行財政改革大綱プランについて、健全財政運営、行政改革、市民参加型の事業の推進、そして義務教育施設の整備について、そして小・中学校の洋式トイレについて行います。質問内容については質問席で行いますので、お願いします。

行政改革大綱について質問させていただきます。

行政改革大綱につきましては、平成12年の2月1日に閣議決定されまして、5年ごとの見直しが行われているところでございます。国の行政改革の内容を御見込みますと、国際経済社会の中で自律的な個人を基礎とした自由かつ公正なものとするということで、国の施策、地方の施策、すべてを新たな行政システムに見直しするという行政改革大綱でございます。

そうした中で、重要課題がそこに書いてございます。それは、今後の行政改革の課題として、行政組織・制度への転換、あるいは特殊法人等の改革、あるいは公務員制度の改革、あるいは行政評価システム等の改革、あるいは公会計の改革などがございます。そうした中で、国においては、いろいろと国と地方との関係を見直し、地方公共団体の自主性、自立性を高めるための一連の行政改革大綱が平成12年12月1日に出されまして、また18年12月から平成22年11月30日まで第2期の行政改革の抜本的改革がそこに書かれて、瑞穂市においても具体的にその行政改革大綱が作成されているところでございます。

そうした中で、今言っている行政評価システムの導入とか、あるいは公会計、その中で貸借対照の試算の作成等の内容が今回いろいろ国の施策から地方に来て、いろいろと今進めておられるところでございます。そうした中で、瑞穂市においては、今、具体的に行政改革大綱の要綱、現段階作成され、今生きておるかどうか、その要綱はどのような状況になっているか、お伺い

したいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それではお答えをさせていただきます。

きのう、おとといと一般質問の中においても市の財政状況は非常に厳しい情勢だということが御認識いただけたと思うんですが、そういったことも踏まえて当然行革は進めなければならぬということで、先ほど議員がおっしゃられました国が示しました平成12年12月1日の閣議決定の行政改革大綱、これは国のものなんですね、国の方も平成12年から行革を進められた。御承知のように郵政民営化とか、いろんなさまざまな行革がなされてきたところでございます。そして、国においても平成18年6月16日に一部改正がなされたようでございます。それで、この国の行政改革大綱を受けまして、各市町村においても行革に取り組みなさいという通知が来ておりまして、それを受けて各市町村が行っておるものでございます。

瑞穂市においては、平成15年に発足しておりますので、その後、18年の10月に瑞穂市行政改革大綱というのをつくってございます。それに加えて、具体的ないわゆる実行プランというようなことで、瑞穂市行政改革・集中改革プランというのをつくっております。これが平成18年から22年度の5年間をサイクルとしてつくっておるところでございまして、この内容についてはホームページ等にも掲載してあるところでございます。それで、今御指摘の関係はこのようにやって進められておるところでございまして、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 行政改革大綱の中にはいろいろと、一部官から民に見直せとか、保育所の見直し、あるいは今言っている外部監査、あるいは行政組織の見直し等もその中に含まれているところでございまして、今そういう中で、きのう、その前と皆さん一般質問されている中で、平成22年度の予算の概要を見ますと、歳出におきましては給与、前年度対比が2,400万増、あるいは賃金におきましても平成22年度は4億6,800万の増、あるいは委託料においては消防署の関係、あるいは工事請負費等の関係で前年度対比2億円減ですが、その中で当初予算の負担金、あるいは補助金関係も22年度は19億3,800万、前年度対比1億7,000万円、あるいは扶助費においても今回の予算は25億3,600万、増が8億4,900万ということで、今回の150億の予算に対して前年度は163億という一般会計の予算でしたが、歳入も自主財源も不足の中で、今言っている健全財政、いかにどこをどう切り詰めるかということが非常に重要なことだと考えております。

企画部長にお伺いしたいんですが、今回の全体的に予算を抑えている中でキーポイント、国の施策で行政改革をしていくポイントの中で、瑞穂市はどこを今後、行政改革大綱を決めてい

く中で財政運営をどうやっていくか、その辺の思いをお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、財政を運営するに当たっては、どれがどうかというのはなかなか見きわめは難しいところでございますが、ただ端的に言えることは、きのう、おとつともお話をさせていただいていますように、税収が大幅に減になっている事実があるわけですね。これをどうするかとなってきましたと、いろいろお話がその際にもありましたように、例えば扶助費とかそういうものについては削減ができないということでもありますので、国も申されてみえますように、「コンクリートから人へ」という概念が生じてくるわけなんです。そうしますとやはり、その概念に基づきますと、土木事業費等を削減させながら、人に当たる部分についてはなるべく削らないという方向づけが出てくるんだと思います。そういった中でも健全財政を維持する上においては、入りをはかるとかそういった観点からも、きのうも御指摘いただきましたように、広告料なんかでも収入アップする方策を考えると、あるいは受益者負担の応分の負担が妥当かどうかということにもメスを入れていかなきゃならないというふうに考えるわけですが、そういった視点を持ちながら新しい行政改革大綱をつくらうと考えておるところでございます。

それで、先ほど瑞穂市においては18年から22年度の5カ年を計画サイクルにしているというお話をさせていただいたんですが、実はよその市は17年度から21年度をサイクルにしてつくっているところが多いんですね。そこで当市においても、この経済状況の、いわゆる百年に一度の恐慌と言われるこの状況を踏まえながら新しい計画をつくりたいということで、昨日もお話をさせていただきましたように、現在、庁舎内で新しい計画をつくるように今作業を進めておるところでございます。その中で先ほども申しましたような収入増、いわゆる税外収入の収入アップを図るとか、そういったことで考えておるところでございます。財政的な当分のめり張りというところでは、健全財政を維持する手だてを考えておるところが現状で、これは将来を見越した節減というふうに位置づけをしておるところでございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） その中でも、今言っている物件費、あるいは補助費についても、この行政改革大綱の中には10%、現年度予算、今の予算に対しての要するに10%を削減し、健全財政、あるいは財政の効率化を図るということがこの大綱にもなっておりますし、今回の瑞穂市の当初予算の物件費、あるいは補助費、特に補助費ですけれども、そこら辺、具体的にどういような査定をされ、今後そこら辺の健全財政をする中で、国はやっぱり補助金等については非常に厳しく、その事業をつぶすんじゃなくて、個々の項目について10%カットというような方針を出しております。

そうした中で、瑞穂市においても非常に、この不景気の中、税収も落ち込んでいるということについても議会、あるいは執行部の方も理解しているわけですが、補助金についてのそういう削減、そこら辺はやっぱり今後も健全財政の中で十分、今言っている当初予算の歳出状況を見てみますと非常にふえているところもあります。その辺の方針もきちんと今回の内部の行政改革プランの中に入れてやってほしいと思いますが、そこら辺のことで、補助金、補助費、そこら辺の今後の財源の整理をどういうふう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。毎年どんどんふえる歳出を、ある程度、事業を減らすんじゃなくて、事業ごとにやっぱり削減するという方針が国から出ていますけれども、瑞穂市においてはどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 補助金の関係、きのう広瀬武雄議員からも御指摘がありまして、ちょっと調べたデータがございますのでお話ししたいと思いますが、補助金の経常的な補助というのが、経常というのは絶えず発生するということですね。臨時的に、例えばことしですと安心こども基金事業なんかで保育所の建設補助なんか約1億4,800万くらいあるわけですが、こういうのは臨時的でその年だけぽつとふえるんですが、経常的な補助の推移を見ますと、これは事業数ですが、平成18年度が79件、平成19年度が81件、平成20年度が79件、平成21年度が74件、それで新年度が79件ということになっています。この背景には、国の補助の絡みで、例えば健診の件数、健診を手厚くするとか、そういったようなことでふえてきている部分があります。

それで、その経常的な補助金額の推移もついでにお話ししますと、平成18年度が3億7,000万くらい、平成19年度が3億8,600万、平成20年度が3億8,300万、平成21年度が3億9,700万、平成22年度が4億1,600万ということで上がってきています。ですから、ここら辺にもやはりきのう広瀬議員の御指摘されたような要因があるということで、メスを入れるということも考えられるわけですね。

ただ、もう1点、新年度の補助金の総額が大体6億2,000万くらいなんですね。このうち大きな事業だけ、15件あるんですけれども、その大きな事業だけで5億4,400万くらいあるんですわ。その大きな事業というのは、社協の運営事業補助とか、それから地域介護・福祉空間整備、これは今度の新生のあれですね、それからあと浄化槽の設置補助が1億2,000万、それで先ほど申しました安心こども基金、保育所建設の補助が約1億4,800万、私立幼稚園就園奨励金が約3,680万、それから生涯学習地域振興補助金が1,450万、商工会活動補助金約1,350万、体育協会の補助金が約1,300万、私立保育所補助が1,690万、樽見鉄道の運営維持費の補助が1,100万、それから教育特活事業補助が900万、それから敬老会助成金が約860万円、それから日常生活用品助成事業、これは老人福祉のあれですが760万円、それから文化協会の補助が約

480万、そして老人クラブの補助が680万と、こういった事業が大半を占めておるわけでございまして、こういった事業をどうするかということを検討しなきゃあ削減ができないんだらうなというふうに思うわけでございますが、こういった事業について削減するとなると、相手方がございますので、相手方の同意を得なければならない。その中には、やはり市役所だけではなくなかできないということであれば、きのう御指摘があったような、行革審の外部のそういう人たちの御判断もいただきながら補助金にメスを入れていくということを行わないと、削減はなかなか難しい面もあるかなという思いはございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） そういうことで、行政改革の中で、健全財政の中で今言っている見直しをかけていくということは重要でございまして、その中で新たな今素案ができています、庁舎内の要するに行政改革推進本部を今以上に連絡を密にし、そして外部の今度重要課題の検討委員会ということで行政改革の委員会を早く立ち上げて、執行部の考えをまとめ、補助金団体の精査、そこら辺を含めて今後取り組んでもらいたいと思いますが、今度、行政改革の全体的な、市長にお伺いしたいんですが、国の行政改革大綱というのは5年ごとに見直しし、今回、うちの場合は1年おくれですけれども、今、見直しの22年度に入るということでございますが、庁内の組織、あるいは庁外の組織も含めて、健全財政をいく中でどのような形で今後進められるか、確認したいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 先ほど来お話ししていますように、庁内の組織は課長会議で構成しまして、副市長がたしか座長になっておると思いますが、そこで既に2回会議を開きまして、課長全員を集めて説明して先ほど来の作業を進めてきております。それで、前回のときは国から文書が来まして指示事項があったんですが、今回は国から来ておるのは、この1枚の通達文が来ておるだけですね。これは、要は地方分権にあって、集中改革プランがつくられてなされてきたんですが、もしその後については地方分権の中でそれぞれ自治体が、自分らの課題を、現下の厳しい財政状況において、ここに書いてございますように、地域主権型社会の確立のための国民の理解と信頼を得るためには、各地方公共団体において平成22年度以降も地域の実情に応じて新たな計画の策定とその実行に取り組むなど、不断に行政改革の推進に努めることが重要ですよというような文書が来ておるわけですが、こういった指示が来ておるだけで、もう自分たちで考えなさいということでございますので、今申しました、庁内では課長会議を開催しまして問題事項のあぶり出しをしまして、今手元にあるのは第2次瑞穂市行政改革大綱素案となっておりますが、ここまで作り上げております。それで、なるべく早い段階に行革審を開いてこの大綱の承認をいただきまして、一方ではパブリックコメントなんかも行いながら皆さ

んの意見を聞いて、これを実行に移していくということになるわけでございます。

それで、先ほど来お話があります職員の給与についても、定員管理という一定の枠がございますので、その枠をみずから策定しまして、その枠の中で運営をするように、その枠というのは行政サービスを低下させない範囲で職員を削減していくという方向づけを持ってありますし、さらに職員については、ことし試行的に目標管理制度というものを導入します。そして、国が申しました公務員制度改革の中では既に平成18年4月から給与改革が行われまして給与の改定もなされておるところでございますが、それが行き過ぎだということで先般当市においては給与を6級から7級に議会にお諮りして御理解を得たところでございますが、そういった努力を積み重ねながら改革を断行していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 行政改革の中では、健全財政、行政改革についての考え方等を確認したところでございますが、今言っている行政改革の中で、やはりパブリックコメント、あるいは自主財源の確保ということで使用料の見直しとか、あるいは窓口サービス、行政サービスについてのやっぱり効率化についても、行政改革大綱の中にすべて項目として上がっておると思います。そういうのも含めて今後の厳しい財源不足の中で内部調整し、執行部としての要するに外部との行政改革大綱の委員会を早急に取りまとめ、また議会の方に話をしながら、いろいろと市の施策についてまた今後議論していきたいなというふうに私も考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、市民参加型の推進ということで、今現在、市民参加型の事業推進についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 一昨日の若井議員の質問に市長が答弁されましたように、市民協働がもう欠かせないということでございますので、鳩山首相が提唱する「新しい公共」の概念では、公と民のコラボレーションなどと言われておりますが、いわゆる共同作業によって付加価値を高める効果が期待されておるところでございます。

それで、例えば市が推進しております水と緑の回廊事業で、ことしの場合、企業の御寄附により資金提供がなされまして、さらに岐阜さくらの会、日本さくらの会による苗木の寄附とボランティア参加がありまして、加えて市民が、約350人ぐらいというふうなお話を聞いていますが、ボランティア活動があつて、成功裏に桜の植樹がなされました。この行事が新聞にも報道されまして、当市の市政のコマーシャルにもなりましたし、イメージアップにもつながったわけでございますが、これなどは単純な市民参加の行事ということだけじゃなく、いろんな団

体、個人、企業が参加するによって得られたコラボレーションという相乗効果の産物だと考えるわけですが、今後はこうした視点からの事業を市みずからが企画立案するということも行政に求められているかというふうに考えておるところでございます、鳩山首相が言われるところの無償の対価を得る喜び、いわゆる人を支える喜び、人の役に立つ喜び、そして生きがいにつながるような、そういった行政展開をやっていく必要があるかと思えます。

一方、市民の側にも、ボランティアというと、ある意味、お仕着せとか強制的な面があるわけですが、そうじゃなくて、地域に参加することが喜びだといった意識が市民の側にも根づいてくるとありがたいなと思えますし、現に瑞穂市でもさまざまな形でボランティア活動をやっていただいている方がお見えでございますので、そういったシステムをもう少し集約するというか、そういった形でやることによって底辺の拡大もできるんじゃないかというふうに思っておりますので、今後の行政についてはそういった視点を持ちながら進めていく必要があるというふうには認識をしておるところでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 市民参加型の事業の推進ということで、非常に執行部、あるいは議員、あるいは市民の方も非常にボランティアについての意識というか、非常にやっていこうという機運が高まっています。そうした中で、今、旧巢南においても、夏のフェスタの後に除草活動、あるいは植樹、あるいは植栽等、非常に地域でやっているのが現状でございます。前回もそのことについて市長にも御説明したんですが、そのような活動については、非常に地域も望んでいるし、そういう地域ボランティア、地域参加の活動について市長はどのように今後進めていくか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、若園議員から、市の今後の行政改革大綱プランについてに関連しまして、いろいろ御質問をいただいております。

そんな中で、市民参加型の事業推進ということで、常日ごろ議員ともこのことについてはいろいろと話し合っておりますが、一昨日の若井議員の質問で私のお願いしています市民協働のあり方、そして今後進めていく方向性をお話しさせていただきました。先ほど企画部長も答弁をさせていただきましたように、まさに、そのときに申し上げました、鳩山首相が提唱する「新しい公共」の概念を瑞穂市でも根づかせて、市民の皆さんが生きがいを持ってボランティアに汗を流す事業展開を行っていきたいと考えておるところでございます。

そのためには、議員といつもお話をしておりますように、自分たちの地域では自分たちでという地域力、きのうもこのことを申し上げたところでございます。地域の防災力、また地域の

防犯力、地域の子育て力、地域の美化力、要するに市民参加・市民協働という理念を論ずることも必要でございますが、まずは市民が自分の住んでいる場所を安全で安心して暮らせる場所にする、そしてきれいで住みよい住環境にする、そのために皆さんのお力をおかしてくださいという感覚で考えれば、難しい話ではないのではないかと思いますのでございます。

そのために、行政は何をすればよいか、またそして市民は何をすればよいか。よくよく考えれば、かつての日本社会と申しますか、そういう生きるすべを持っていたと思うのでございます。いつの間にか社会や文明が便利になるにつれまして、個々の人の存在のみが重要視されまして、社会の関係が希薄になりまして、地域協働の概念も薄れてきたのだと思うわけでございます。ですから、昔のよい部分は思い起こしながら後世にも残していくよう、今を生きる私どもが立ち上がって活動していきましょうという声をかけていけば、決して難しい話ではないと考えておるところでございます。

以上、私の考えを述べまして、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） ありがとうございます。いつも市長はすばらしい答弁をされて、ありがとうございます。

そういう中で、私もいつもしゃべっていますけれども、ああいう街路樹とか公園、今度芝生化の話も出ていますので、そういうのもやっぱりPTAとか各地域の自治会、そこら辺をうまく活用すると、すごいボランティアの力がわいてくると思うんですね。あくまでもボランティアですので、本当に地域ごとでできるところは幾らでも、その材というか、力はあると思うんですね。そうなれば、お隣さんのある市では全地区に協議会を設けておるということをやっていますけど、瑞穂市は立派な自治会組織がしっかりピラミッド形でありますので、どうか自治会の中でそういう、市の方で自治会会議において要するにそういう組織を立ち上げて、その中でやっぱり区長さん、自治会長さんに声をかけてもらえれば、すごくみんな動くと思うんですよ。例えば8月1日になれば缶拾い、あるいは清掃と申して、みんな8月1日の日曜日はもう瑞穂市の日という感じで日記に書いてあるんですね。そうなれば、年に幾つかは要りませんが、春とか夏とか秋とか、除草のシーズンですね、それを高齢者とか皆さん、うまくローテーションをかけてやれば絶対やってくれると思うんですよ。

ですから、新しく自治会の会議があると思いますので、何とか早くそれを執行部の方で打ち合わせされまして、自治会の中へ相談をかけられましてやられれば、すぐ、できる自治会でいいですよ、強制じゃなくてね。そういう形でひとつ立ち上げるというか、そういう計画が市の方で持っているので、地域でやっぱりそういう公園なり芝生化、あるいは街路樹、あるいは植栽、地域で守ろうという気持ちを発言されれば、すごく動いてくれると思うんですね。再度

確認したいんですが、市長、その辺、私はそういうふうにやればやってくれると思いますが、再度市長に確認したいと思いますが、お願いします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、いろいろ御提言もいただいております。また新年度に入りますと自治会連合会の会議もあるわけでございまして、そういった呼びかけといいますかをしっかりと、やはり今も言っております、地域のことは地域でできるだけ、特に旧巢南の方におきましてはそういった自治会の組織がしっかりとおりまして働きかけは簡単ですけども、旧穂積の方の関係の地域は自治会長も1年交代のところが多いというようなところで、1年が無事に終わればいいんだというような感覚のところもあるわけでございます。そういったところにも強く今議員から御質疑のありましたようなことをぜひとも呼びかけしてまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 市民参加型の事業の推進の中で、平成24年にぎふ清流国体が開催されるということで、それは皆さん御承知ですが、今回、瑞穂市においてもボウリング、あるいはゲートボール等の中で、瑞穂市の実行委員会の組織もできまして、その中で専門部会がございまして。そうした中で、宿泊専門委員会というのがその項目にございまして。そうした中で、先ほどの絡みですけども、そういう民宿等もやっぱり、瑞穂市にはホテルというか宿泊施設がないということで、やっぱり受け入れ態勢、そこら辺も含めて、選手の人数とか監督の人数を含めて、教育次長、そういう中で、今、設立総会ができたばかりでまだ委員会にかけないんですけど、教育次長の思い、どのような思いがあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員御質問のように、平成24年にぎふ清流国体が開催されます。このほかに、デモスポーツとしてゲートボール、そしてぎふ清流大会ということで障がい者の方の大会、ボウリングが開催されます。特にメインでありますぎふ清流国体のボウリングにおきましては全国から99チーム、総勢約600人が想定され、瑞穂市を訪れます。

今御指摘がありましたように、瑞穂市においては宿泊施設がございません。瑞穂市で宿泊となれば民泊ということになるかと思いますが、中央競技団体、これは全日本ボウリング協会ですが、瑞穂市へ訪れて視察をした際に、会場等へのアクセスについて手配をしていただければ広域宿泊でよいと。また、他の競技の日程の調整の中で宿泊の問題は解決できるという見解でございました。こうしたことから、市としましても現段階では民泊ということは考えておりませんが、今後の日程が近づき、県の実行委員会、あるいはボウリング協会との調整の中で、必

要が生じれば民泊ということもお願いしなければならないかと思っております。

議員おっしゃるように、市民参加・市民協働ということ、それから一昨日の市長の答弁の中で地域力、これを活用してまちづくり意識の高揚を図るということでしたが、そういった意味ではこの国体というのは本当にいいきっかけになると考えております。市を挙げて市民みんなで温かく迎えたいと思っております。以上です。お願いします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 市長にお伺いしたいんですが、24年に清流国体が訪れるわけですが、やはりボウリングの、一般の方は400名ぐらい、あるいは知的障がい者の方は200名ぐらい見えるんですが、やはり、本当に短いんですが、何か一つ瑞穂市のボウリング大会に来て楽しかったというような、今後やっぱり思い入れをつくるために、やはり一つぐらいはどこか史跡の充実とか、施設の充実とか、また何かありませんか。教育次長は今後詰めていくという話ですけれども、魅力ある清流国体の中で瑞穂市が国体を含めて何かPRとか、そこら辺を含めて何かございますかね。今言っている市民参加について何か頑張ってやっていくとか、何か一つの思いがあればお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員が先ほどおっしゃられました、実行委員会、まだ2ヵ月前に立ち上げたばかりですので、これからいろんなこと、ボウリングだけじゃなしに、ほかのこともいろいろ協議して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 急な質問でして非常にあれですけれども、今後、受け入れ態勢を含めてまた実行委員会の方でいろいろと、瑞穂市のすばらしいものをPRできるような形で受け入れ態勢の充実をお願いしたいと思います。

続いて、義務教育施設整備について、きのう、一般質問等に義務教育の整備の話がありましたんですが、今言っている義務教育施設、今後どのような整備をされるか。簡潔に、生徒数の伸び、あるいは地域の特殊性を含めて、どのような形で整備されるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず、来年度計画いたしておりますのは巢南中学校の増築でございます。現在、生徒数が393名で、普通クラスが12クラス、特別支援学級が2クラスの合計14でございますが、現在、余裕教室が全くない。少人数指導もできないと、特別教室を使ってやっているという状態ですし、会議をする会議室もないということで、図書室を使って会議をして

おるのが現状でございます。また、生徒の推移を見ますと、平成23年度にあと6名ふえると15クラス、1クラス足りなくなるという状況でございます。24年度には確実に15クラス、その後ふえ続き、平成28年度には17から18クラスが想定されます。そこで、今回計画しましたのは、現在の体育館の東側に鉄筋コンクリート3階建てで特別教室を6教室、これは理科室が3教室、技術室、音楽室、それぞれ1クラスの教室を計画いたしております。そして、その翌年度には旧校舎の特別教室を改造して普通教室にしたいと考えております。

また、その後ですが、きのうも申しましたが、また瑞穂市の第1次総合計画にも掲げてありますが、牛牧小学校の増築事業、あるいは穂積北中学校の大規模改修事業、そして教室不足が想定されます西小学校の増築、狭小になってきました生津小学校の体育館建てかえ等、財源が許せば本当にやりたいことばかりでございます。今後、必要の度合いを的確に判断して増改築等を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） きょう現在、各小・中学校、巢南中学は390、あるいは牛牧小は652とか、穂積北中も390、西小も300、生津小も350ということで、7年後を見ても非常に、巢南中学が539人、あるいは牛牧小では931というふうで、300のところは500、あるいは600のところは900というこの数字、この7年間に各学校においては200人から300人ふえるという状況でございます。文部科学省で言う大規模校の基準はわかりますか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 申しわけありません。そういった一定の基準というのはないと判断しております。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） それはないと私は解釈していますが、一つの適正規模というのは、要するに国の基準があって、それに伴って国の補助、個々には出さなくても一括補助を出しているということで、要するに大規模校になれば先生が生徒・児童の管理ができない、また受け入れ態勢もできないということで、それには一つの基準があると思います。今言っている500から600というその基準が私はあるように思いますので、ただ、このまま、昨日も森議員が言われたように、この7年から10年に向けて、本当にレンズをはめてやらないと、後の生徒あるいは児童の教育、そして先生の管理、すべてが非常に大変なことになると思います。そうした中で、今後、一つの基準を再度ちょっと調査されまして、適正規模の基準があると思いますので、そこら辺も含めて将来計画を見据えた学校整備、そして今言っている基準、一つの単位のやっぱり校区割りなりを今後考えていかないと、その地域だけの学校をつくるのでは、非常に地

域のバランス、あるいは教育のバランスが崩れるのは見えてくると思います。

教育長にお尋ねしたいんですが、岐阜県下で一番多い学校の生徒数、児童数、もし記憶にあれば教えてください。なければいいんですけども、どんなもんですかね。お願いします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 数字を持っておりませんが、ひところは大規模化がどんどん進んでいって1,000人を超す学校がたくさんありました。そこが分離をしていって、現在の大規模校と言われる1,000人を超すような学校はないんじゃないかなという自分の記憶なんですけど、穂積中学校が穂積北中学校と分離した折なんかは、学年10クラスを超えました。その流れの中で、30学級になるということで地域で分離の話が進み、長い年数をかけて分離にたどり着いたと。それで分離した後、一たんまた生徒が下がってくるというような、そういったことを含めて地域の理解が必要であると考えます。数字的には今持ち合わせておりませんのでここでは出せません。すみません。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 8年後、牛牧小は普通教室27、特殊が1ということで931というような、学年進行ですぐデータが出てきます。そうした中で、先ほど教育長が答弁された中で、穂積中と穂積北中のときには30クラスを分けたという経緯があると。逆に計算すれば、15クラスが多分これは基準、一遍法律的に調べないかんですけど、やっぱりそういう学校運営がうまくいくと私は解釈しています。

そうした中で、牛牧小、このまま行ったらまさしく大規模校になります。特にふえておるのは牛牧小と巣南中学、巣南中学においては平成28年度は17から19クラスというふうな、非常にどんどん急増校になるということでございますので、市長、今言っている急増校になるというのが7年先、8年先にもう見えています。そうした中で、生津小学校区の宅地開発も126ですか非常にある中で、非常に瑞穂市は急増校の岐阜県下の地域でございます。そうした中で、ただどんどんふやす施設整備じゃなくて、適正規模の基準がございますので、そこを含めて、また穂積中と穂積北中が分離した経緯も含めて、再度もう一回内部調整会議を開いて、今後の瑞穂市の教育施設の整備の重要課題、これも行政改革プランに入ってくると思います。そういうことを含めて、どんな思いがあるか答弁ください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 学校建築でございますが、実は私、教育委員会におりましたころ、北中の分離に携わった職員の一でございます。当時、先生の今お話がありましたように、30学級を分離して15学級ということでございました。そういった意味も考えてみますと、当市においては、昨日もお話をしましたように、出生が650名程度出生してくるわけでございます。と

ころが、経済の動向を考えてみますと、果たして今アパート暮らしをしてみえる人が多いのか、持ち家の人が多いのか、小学校までは便利なまちであるからここに住みたいと、そして小学校へ入るときはどこへ行かれるのかという、そういった流れもございます。こうやって見ますと、すなわち全員が小学校に上がっておられないような状況の人数でございます。そういったことも考えてみますと、まだまだ生徒数については流動的な部分もあるかと思いますが、牛牧小学校については、議員御指摘のとおり、ふえていく増加率は高いというふうに見ております。先ほどお話がございました、標準学級というような話もございますが、一つの目安としては三六、十八、十八学級が標準的ではないんではないかなというふうに個人的には今思っております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 国においては、35から30クラスというような新たなクラスの数の見直しも来ています。そうした中で、全体的な、要するに大規模にならない形で、適材適所のやっぱり校区割りの、あるいは越境というような校区割りをして、生徒のバランスがとれた形の学校運営なり、保護者の御理解を得ながら進めていただきたいと思います。

最後になりますが、小・中学校洋式トイレの今後の整備について、教育次長にお伺いします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 合併以後、トイレの改修、そしてトイレの洋式化ということで取り組んできました。現在、小・中学校、幼稚園のトイレ、合計で486個ございます。そのうち203個、率にしまして42%が洋式トイレでございます。さらに、現在増改築等しております穂積中学校、ほづみ幼稚園、また来年度計画します巢南中学校を含めると、優に50%を超えるということになります。また、今後につきましては、洋式化率の低い学校、名前を上げますと牛牧小学校、生津小学校、南小学校等、順次改修をしていきたいと考えております。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 非常に瑞穂市は洋式化率の高いというか、非常に整備されてきているというふうに私は思いますが、今後、牛牧小学校の11%、あるいは生津小の18%、あるいは南小の8%、非常にまだ50%以上っていないという学校がございますので、生津小学校においては体育館整備とか、学校教育施設整備も将来見据えていかないと、非常に生徒・児童数がふえる地域でございますので、そこら辺も含めて、合併特例債がまだ24億余っていますので、お金を使うばかりが能じゃないんですけれども、やっぱり保護者、あるいは子供が喜ぶような施設整備を今後ともお願いしたいと思えます。

教育次長にちょっとお伺いしたいんですが、洋式トイレと和式トイレですけれども、和式も

やっぱり少し残しておいた方が、脚力というか、体力づくりになるというようなこともよく聞くんですが、教育次長はそこら辺は得意ですかね、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 個人的には和式トイレも必要だと考えておりますが、例えば和式でやったことがないと、子供のころから、家庭で。そういった子供もおりますので、洋式ということ。そのために、学校へ入るために和式のところ、公衆便所へ連れていって練習をさせたとかというようなことも聞いておりますが、これは学校の要望を聞いて、P T A等から聞いて進めたいと思います。例えば穂積小学校では100%洋式にしました。現在計画しております穂積中学校もその計画でございます。

それで、何%ということは決めてはないんですが、一概に言えませんが、例えばトイレ改修をするのに、そのままの状態ですとトイレ改修をすると、横に並列に並んでいると扉は外へ開きますので全部改修ができますが、縦に並んでいる場合、三つ、四つと並んでいる場合に、どうしても扉は外へ出ます。そうすると、用を済ませたときにぱっと戸をあけると、向こうへ行こうとしておる人が戸にどんとぶつかってしまう。となると、一番奥にあるトイレしか洋式ができない。二つ目、三つ目、四つ目等は、どうしても戸をあける関係でできない。となると、三つのうち一番奥しかできないと33%、四つあれば25%ということになって、一概に全部がというわけにはいかない。スペースの関係もあるということをお理解いただきたいと思います。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回の私の質問についてはすべて、健全財政運営、あるいは行財政、あるいは市民参加型の事業推進、義務教育、小・中学校の洋式トイレ等について質問させていただきましたが、私の思いをちょっと要望なり説明させてもらって、一般質問を終わりたいと思います。

今回の行財政改革については、国は平成12年の12月1日に行われまして、その中でいろんな行政改革、今、裁判員制度もこの行政改革大綱の中で国が進められた。各市町村は地域型の行政改革ということで、いろんな民営化、あるいは職員の削減、うちは人口がふえるから、7%減らせと言ったけれども、うちの方はやむを得ずやっている。それから公会計の見直し、あるいは外部監査の導入等を今進められているところですが、非常に堀市長になられまして公平な、街路灯、あるいは妊婦健診の件数がふえたりということで、前年度対比2億3,000万が要するに市民に潤っておるところでございますが、非常にこういう厳しい、一般会計の百六十億から今年度は150億という10億の差がありますけれども、その今回の150億の中に子育て支援という8億、国の財源のトンネルが入っているんですね。実際には今回の予算は140億から137

億というような流れだと思います。

そうした中で、瑞穂市の基準財政需要額は74億ですかね、すごく国の基準からいったら非常に厳しいものがあります。そうした中で、どこの市町でもそうですけれども、非常に予算を膨らませて、起債の公債費比率を高めることによって、市長のやってみえるようなこういう太陽光発電システムの助成、あるいはナトリウム灯の設置、あるいは敬老会の助成金、あるいは重度障害者のタクシーチケット等、すべて数えれば14項目ぐらい、ぱっとこういうふうに非常に公平的に市民が喜んでいるところですが、このままどんどんどんどん行けば歳入欠陥を起こして非常にまた厳しくなると。そうなれば何が一番肝心かということと人件費、人件費は今93.4%のラスパイレスですが、これがどんどんまた下がることになります。

そうしたことを含めて、今後の行政改革も、一般質問でやれやれじゃなくて、やっぱり執行部の中でしっかり連絡をとられて、執行部で固めた内容を議会報告なり市民に説明してもらえれば、もっともっと堀市長のやられていることについて今以上に同意が得られるというふうに私は考えております。そうした中で、健全財政、あるいは行政改革も含めて、そんなことでもっともっといろいろと見直してもらえればいいかなと私は思います。

そして、義務教育施設についても、適正規模のそれを頭に置いて、大規模校にならないような形で施設整備をお願いしたいというふうに私は考えています。

小・中学校の洋式トイレ化については、いろいろとやっぱり財政の許す限り、学校ごとのバランスも考えてよろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 以上で、若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。

なお、再開は10時30分からといたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時35分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3番 熊谷祐子君の発言を許可します。

熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、会派改革の熊谷祐子です。3日間にわたり16人の議員が行いました一般質問の最終日、最後を務めさせていただきます。

私がきょう取り上げますテーマは、発達障がい児と発達障がい者、それに家族への支援についてです。

5年前の2005年、発達障害者支援法が施行されました。それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいだけでしたが、加えて発達障がいも法的に認定され、「第4の障がい」と呼ばれております。それまで学級崩壊を引き起こす多動児や自閉症児たちは、親のしつけが

悪い、愛情不足、母原病とまで言われ、本人や母親は、家族、親戚、学校からも、身近な地域からも一方的に責め立てられる立場でしたが、生まれつきの脳機能障がいであると認められ、法の整備によって行政には必要な特別支援体制の整備が求められることになりました。

一見して障がいとわかりにくく「見えない障がい」とも呼ばれていること、法的整備が大変新しいこと、また増加傾向なこと、そして支援・訓練によって自立が可能な障がいであるが、適切な支援・訓練が得られなければ2次障がいも引き起こしかねないという非常にデリケートな障がいであることから、本日は発達障害支援法に照らして、瑞穂市の支援体制について検証と推進を図りたいと思います。

以下、流れを申し上げますが、発達障がいについて基礎的なことを三、四確認させていただき、次に発達障がい児への施策を3点、発達障がい者、さっきは児でしたが、今度は大人、発達障がい者への施策をまた3点、そして最後に市全体のこれからの対応について、市長にまとめて伺いたいと思います。趣旨をよくお酌み取りいただき、当事者と関係者が希望を持てるような、簡潔かつ救いのある答弁を求めたいと思います。

以下、質問席に移らせていただきます。

初めに、発達障がい児、これは18歳までということですが、その支援・訓練について基礎的なことを確認したいと思います。基礎的のことはもちろん発達障がい者、大人にとっても同じです。

発達障害者支援法には、法の目的、障がいの定義、自治体の責務等が多岐にわたって記述されています。これに従いまして、まず初めに、発達障がいの種類と特徴についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） それでは、熊谷議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

先ほど熊谷議員の方からもありましたように、平成16年10月10日に公布されまして、翌平成17年4月1日から施行されました発達障害者支援法の第2条第1項において、発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいとされておりまして、また、政令第1条において、脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、さらに厚生労働省において、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいと、それぞれ発達障がいの定義がされているところでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） ただいま種類を四つ五つ御答弁いただきましたが、これらにつきまして併発するのが普通なわけですね。それから障がいの特徴につきましては、言語、コミュニケ

ーションができていく。一方的にしゃべることはできるんですが、相手の言うこともちゃんと聞いて、その意を踏まえてコミュニケーションする会話というものができていく。しかし、しゃべることはしゃべるもんですから障がいとわからない場合が多いと。それから協調性の障がいということを言われましたが、したがって社会性が育ちにくい。あとは、こだわるわけですね、特定の物、事、人に。そういうことから、その障がいゆえに社会的に非常に困難を伴う障がいであると言われております。また、ほかの特徴としましては、五感、視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚で普通の人は全部情報を得るわけですが、これに非常に特異性があり、赤ちゃんのときからスキンシップを避ける、大きな音や声が苦手、不器用で生活技術が身につけにくい、姿勢が保てない、食べ物の好き嫌い等、非常に広範にわたって障がいが見受けられるという障がいです。

次に、基本的な確認として、瑞穂市の乳幼児、小学生、中学生、また本巢の療育センターにおける発達障がい児の人数を確認したいと思いますが、これは事前調査でお答えを詳しくいただいておりますので、ごく結論だけをこちらで確認させていただきます。

つまり珍しくない、多いということなんですが、1.5歳児健診では平成20年度で241人、約40%、3歳児健診では115人、5分の1、公立の保育園児、ここから21年度の統計になりますが、公立の保育園児では151人、幼稚園も含まれます。それで小学生、中学生、私立のを合わせますと167人いるということです。つまり非常に多いわけですね、珍しい存在ではないと。本巢の幼児療育センターに行って伺いました。利用者の90%は発達障がいだということです。昨年12月の1ヵ月間に、うち瑞穂市からは105名が通い、延べでいきますと1ヵ月の間に瑞穂市から509人が療育センターで指導を受けているということで、非常に多い障がいです。

それで、これらの多い非常に特異な障がいの中で、中でも支援が困難な発達障がい、見逃されやすい障がいというのを御説明いただけますでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 支援が困難な発達障がいという質問についてお答えをいたします。

基本的には、限定はできない。しかし、多動であるとか、落ちつきがないという点では注意欠陥多動性障がい及びアスペルガー症候群は大変目立つものですから、こちらが把握しやすい、気づきやすい。しかし、受動型で孤立型のそういった高機能の広汎性発達障がい及び学習障がいなどでは目立ちにくいということで、その集団参加、社会的自立の面で支援が必要であると。そういった把握しにくいという、その障がい支援が困難な発達障がいという考え方ができるかと思えます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） ただいま御答弁いただきましたように、言葉で言うならば高機能広汎性

発達障がいというものです。これが軽度発達障がいと訳されたこともありまして、障がいとしては軽度であるという見過ごされてきたわけです。中でも今御答弁にありましたように受動型、つまり知能指数は普通か普通以上、かなり高い、また言葉の発達のおくれもない、むしろ難しい言葉を立て続けに小さいときからしゃべります。そして受動型ですからおとなしい。つまり今までの教育現場では、親も思っていましたけど、非常に優等生タイプなわけですね。手がかからない。こういう子たちは把握が難しい、したがって支援しにくいという発達障がいだということを、勉強しないと本当にわからない障がいだということで確認したいと思います。

したがって、今、横山教育長が御答弁いただきました、支援を受けやすい子供たちは一応受けやすいわけですから親にとっては希望もあるわけですが、結果的に適切な支援を受けられない場合が多い障がいを中心として、この受けられない場合のリスクについてはどういうことが現状としてあるか、お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 支援を受けられない場合のリスクということですが、こういった発達障がいの症状といいますか、様子を見てみますと、対人関係が築きにくいと。また、集団参加などの社会適応の面でおくれとか孤立が多々見られること、何より周りから非常にネガティブな見方をされやすく、自尊感情が持ちにくいといった点が上げられます。また、落ちついて学習とか生活ができない場合も多いわけで、学力や生活力が見につきにくいということが上げられます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） そのような結果、現場ではいじめ・虐待、親も、スキンシップも嫌がるような子ですから、かわいくないと思う親が多いそうで、いじめ・虐待の対象となりやすい。就学年齢になりますと不登校、それから思春期以降は引きこもり、ニートになりやすい。これらの50%以上は発達障がいであるという指摘が数多くあります。さらに、知能は高く、ある一つのことにこだわってやっていくということなので、犯罪の被害者や加害者にもなりやすい。つまり生まれつきの障がいに加えて2次障がい、うつ病とかにかかった末に社会的な逸脱行為者になる場合もあると言われていています。これは、特にヨーロッパでは障がい児、障がい者、特に障がい児というのは特別支援体制を普通のクラスでもう受けると。それだけ加配というか、支援員がついて。ですから、障がい児として特別扱いされないのが社会的逸脱行為までいく例が非常に少ないのに、今までの日本では支援を受けられにくかったのもその割合が非常に高くなっていることから問題が国でも認識されて、法律が制定されたという経過があるそうです。

このように、非常に軽度と呼ばれながらも重大な障がい、支援も受けられにくい場合もあるということですので、以下、まず発達障がい児の、子供たちの施策について、特に私が取り

上げたい3点についてお尋ねしたいと思います。

発達障害支援法の第4条には、国民の責務として、発達障がいを理解し、協力しなければならないとあり、第21条には、国民に対する普及及び啓発として、国及び地方公共団体は、発達障がいに関する国民の理解を深めるために、必要な広報その他の啓発活動を行うものとするという記述がございます。これからだと思うんですが、啓発・啓蒙活動について市の現状を教えてくださいたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） この問題につきましては、発達障がいの支援法が最近になって整ったということございまして、学校現場におきまして、かつて、大変落ちつきがない、それから授業中にほかごとをするというようなことで、強く指導するというか、叱責するような場面が多々あったというふうに思っております。しかし、この障がいを持っているというところによく学校現場も立ち始めておるというところで、それまではその子の問題、先ほど議員が指摘されたように、家庭教育の問題等々で一つ済ませていたような認識が、現在は、大変落ちつかない子でも、5分間別室で考えさせるとまた授業に戻れるというようなことも多く見られるようになってきました。

それから、子供たちの学習の進行について、みんなと同じように本が読めないと。そういうようなことについても、知的なおくれではないかというような間違った認識をした場面もありまして、実はその子の障がいは、縦書きの教科書で言うと、隣の行と左右の行が読みたい行に重なって見えてしまっていると。したがって、本をこうやって読むということができない。実は指とか物差しを当てるとその行に焦点が合うんです。しかし、全体を見ると横の行が重なって見えちゃっているという障がいがあるということもわかってきております。

そのように、この問題は教育現場では大きな問題として、まず指導する立場としての教員の研修を、毎年ですが、その研修を深めてきております。その上で親さん方への指導も変わってきてつつあるわけございまして、親さんにも、もしかしたらそういう障がいではないかということで、受診をされるようなこともお勧めするような機会もふえてきております。瑞穂市ではそういった研修をかなり進めてきておりますので、親さん方の理解もかなり深まってはきております。したがって、そういった受診をされて、その疑いがあるという障がいの認識を持っていただくことができ、もとす広域等のそういったところへの受診者も他市町に比べてうちがたくさん行ってみると。人数が多いからということではなくて、これは理解が深まったがゆえに、そういった施設を利用する方が多くいるというプラスの考え方もできるわけでございます。

こういった発達障がいについての理解、認識を深めるということ、これは大変大きく重要な問題でございます。ただし、間違った理解をされると、単なる障がいのレッテル張りといったことも危惧するわけでございます。草の根的にじっくりとその理解を深めていただくように施

策を打っていくことかなと思います。

21年度、社会福祉協議会の方で「発達障がいの理解と援助について」という連続講座をこの総合センターで行ってもらっておりますが、来年度もその予定でございます。また、瑞穂大学等の、特に昔のというか高齢の方は、どうしてもそういった理解がないと、孫に対しての、そして嫁に対しての言葉が違って来るものですから、瑞穂大学の講座の中にも位置づけることとか、PTAの講座も、かなりPTAでも研修をここ近々深められてきつつありますので、多く持っていただくようお願いをしながら、実際子供とかかわる機会の多い方を中心に、また一般の方も理解を深めていただくために、総合センターでのそういった講座等も生かして啓発・啓蒙活動を続けていきたいと、そう考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） ありがとうございます。

私は、通告では市民への啓発・啓蒙というふうに多分限定して書いてあると思いますが、小学生を持っている親や家族でも、ちょっとその障がいではないかと、定型発達と言いますが、普通に発達する場合は、定型発達ではないところが見受けられるというふうに、告知と言いますが、告知のようなことをすると非常に親も家族も戸惑われて、とんでもないことを言われたと、受け入れにくくて支援がおくれるということもあるそうでして、そういうことから、それからコミュニティーですね、周りの理解も、偏見の目で見ない、見ないどころか支援が必要な子なわけですから、誤解を受けないように市民に対しても講演会とか、ぜひやっていただきたいと思います。今の御答弁でありました社協の、サポーター養成講座ですね、あれは、30名募集したところが、2倍の応募だったそうです。2日目の夕方にはもう40名を超えていたと聞いています。つまり関心と、それからそういう講座を必要としている人がいるわけですから、どうぞ機会をふやしていただきたいと思います。

次に、発達障がい児に対する施策の二つ目として取り上げさせていただきますのが、支援員の増員についてです。

これは親の声も直接ありますし、投書箱にも何枚も入っていましたが、現在、瑞穂市は他市に比べて非常に手厚い、前政権からのですが、手厚い支援員が配置されていますことは知っておりますが、4年生以上にも必要に応じて配置してほしいという声があります。それで、サポーター養成も社協がしてくれているわけなのでゼロからやるよりはやりやすいということなんですけど、まあ必要に応じてというのも難しいと思いますが、これは経費をちょっと調べてみたら、今、幼稚園から中学校まで32名の支援員がいて、ことしですね、1,765万円と650円が使われている。単純計算しますと、支援員1人1ヵ月4万6,000円となります。4年生以上もつけるとしても2倍の3,500万ほどなわけで、例えばこの子には必要だなといって1人ふやし

でも5万円かからないということなんです。

それで、4年生ぐらいになったらだんだん支援員をつけないで自分でやっていってほしいというふうに教育現場は御判断なさるかもしれませんが、発達障がいの特徴の一つとして概念化がしにくいと。一つのことを習ったら、その一つしかできない。定型発達の人とは、年齢とともに、一つのことを習ったら五つのことができちゃうわけですね。10のこともわかってしまう。といってどんどん成長していくわけですが、この発達障がいは習ったことしかできない、基本的に。ということで、人生は次々と新しいライフステージにいくと新しいことに直面するわけにして、特に思春期から、4年生はもう今は思春期だと言われておりますが、大人への入り口からは非常に困難なことに子供たちは直面するわけです。ということで、4年生以上も今後支援員をつける方向で、検討してみるという程度でも結構なんです、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 結論から言いますと、ふやすという考えではございません。発達障がいのある児童の対人関係から来るトラブルとか、通常学級における学習生活にかかわる姿勢の支援については、補助がつくということで一定の成果が上がるということは確かなことだと思います。しかし、生活支援員の数をふやせば対人関係能力とかその諸問題が解決するかということとそうではなくて、支援員はあくまでも学級担任の指導の補助であります。その場のトラブルの対処に当たることはできても、お互いを人として尊重し合う学級集団をつくっていくのは学級担任の役目でございます。

瑞穂市がこの生活支援員を、県が予算を組んでいたときから、それを中止してね、それ以降もふやし続けてきているのはなぜかといいますと、やはり新しい幼稚園、保育所から小学校1年に入ったときの学校生活とか学習生活への適応に非常に困難を感じている子供たちが多いということで、主に小1プロブレムと呼ばれるその問題を解決するために支援をしようということが大もとでございます。したがって、本来なら小学校1年の学級に手厚くほうり込みたい人数なんです、しかし、小学校1年だけである程度の適応ができるわけではございませんので、3年生までを一つの目安にして小1プロブレムを解決しようということでございます。また、特別支援学級についてもその補助を加えておりますので、現行の範囲でしていくということがまず第一。

それから、じゃあそれ以降はその支援の手を緩めるのかということでございますが、小学校1年では学校生活じゅう支援員が横に張りついていた子が、2年、3年になると徐々に手を離して、それで、複数の児童に対して1人の生活支援員が、ある時間はこちら、ある時間はこちらということで、かかわる度合いを低く、3年までね。そのように進めようと考えておりました、それ以降の支援といいますか、学校全職員で一人ひとりのケースについて、その日の出来事、そういったケース会議というものをどの学校でも開いておまして、学校長以下、各学校

に配置しております特別支援教育コーディネーター、そこをリードしてくださる職員なのですが、その方を中心に全員で支援する体制で、問題事例についてはその都度解決を図る、また親さんにも連絡をするということを密に行うことで、この支援員を4年以降は抜いていることを学校体制として進めていこうと思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 成長するにつれて友人関係が悪化し、トラブル続きで仲間外れになっている子供の親にしてみますと、大変心を痛めていらっしゃると思います。発達障がいというのは、嫌な思い出が残るといって障がいなんですね。それが絶対消えないと、一生。軽くはなるけど、消えない。それで、思い出すとフラッシュバック現象とあって、そのとき焼きついたものが鮮明に思い出されて、そのときのいじめられた嫌な記憶があたかもそのときのようにいつまでも出てくると。それでパニックを起こすという障がいだそうで、そういうことを学んでいる親にしてみますと、子供のときにいじめ等、仲間外れ等、なるべくそういう思い出をつくりたくないという思いで支援員をふやしてほしい、その場ですぐに対処してくれる人が欲しいという要望だと思いますが、きのうも教育長さんの御答弁にありましたように、ことしの教育の柱として特別支援教育も上がっていることですから、そういう御相談を受けましたら、できるだけ対応しますからということをご丁寧に説明し、さらに、そういう難しい状況が続いた場合は、そういうこともこの先ぜひ考えていっていただきたいと思います。

次に、先ほども御答弁で少しいただきましたが、先生や支援員の研修体制についてです。

特に支援の難しい子供たちは、特別支援学級に行っている子もいますが、おとなしい優等生タイプの子は行く必要がないわけですから、通常学級にいてトラブルを起こすということになりますから、通常学級の先生の研修体制、それから支援員の研修体系が非常に重要になると思います。

先ほど大体お聞きしましたが、この法律の23条には、専門的知識を有する人材を確保しなさいと。それで、研修等、必要な措置を講じるものとするというのがあります。それで、社協の講座には実は支援員の方が何人か見えていまして、これは教育委員会からも事前の調査でお答えいただいておりますが、支援員については研修が年に1回あるだけと。2時間程度あるだけとその方は言っていましたが、自分で本を読んで勉強しながらやっていると、とても大変なのでこの講座に来たと。ちょうど1月、2月はそういう時間も取りやすいとかいって来ていましたが、この研修を今後育つ子供たちに嫌な記憶が何歳になっても残るといようなことを防ぐためにもさらに充実していただきたいと思いますが、もうそういう体制を組んでいただいているということですので引き続きお願いして、これはお答えは結構でございます。引き続きお願いいたします。

次に、発達障がい者、成人の支援・訓練体制について、施策を3点ほどお願いしたいと思えます。

子供は中学、高校までですね、長くても、人生80年の時代に、その後60年以上を大人期として発達障がい者は生きなければなりません。また、5年前に法律が整備されたわけですから、今の大人は支援・訓練をほとんど受けていない現状です。もちろん本人や家族にも認識がない状態です。私も1年前から勉強し始めて、非常に自分の無知を恥じました。

瑞穂市の障がい者計画というのがありますが、今回これをちょっと少し丁寧に読んでみましたが、これは石川部長とのやりとりの中で私はわかったんですが、この中には実は発達障がいも入っているんですね。しかし、ページをずうっと見ますと、最初に言った三つの障がいの具体的な対応策しか書いてありません。ということは、発達障がい児は少しありますけれど、知的、身体、精神障がいについての具体的な計画しかないんですね。特に大人の発達障がい者に対しての施策というのは障がい者計画はない。というのは、つまり判定されていないわけですから入れようがないということだろうと思います。

今、民主党がこれを見直すと言っています。発達障がいを含めて障がいの定義を、働けない人、就労の困難な人も入れると言っていますね。そうなるとこの計画も新しい計画が多分つくられる方向に行くと思いますが、そういう非常に現在大人で発達障がいの人たちの困難なことに対して、まず一つ目ですが、これは発達障がい児も含めますが、瑞穂市には生活訓練場ふれあいホームみずほというのがございますね、ここを発達障がい者も使えるようにしていただきたい。現在では金曜日、土曜日でしょうか、4人が月に4回、延べでも16人ぐらいが利用しているだけといいまして、あの施設は大変もったいないというのが一つです。

それから二つ目に、発達障がい児は、最初に述べたと思いますが、生活技術が身につくにくいんです。普通は家庭の中で自然につくと思うんですが、それがちゃんと訓練しないとつかない。それから、療育センターは幼児ですね。小学生以上の療育センターが必要なのに、これがないわけですね。それで、生活訓練、生活技術の訓練や仲間とのコミュニケーション、社会性の訓練が何人かのできる場所が欲しいということで、あそこのふれあいホームみずほを発達障がい児と発達障がい者も使えるような方向で検討していただけないでしょうか。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 議員が言われますように、発達障がい者、生まれてから年をとるまでそれぞれステージがあって、適切な支援が受けられる体制を整備する意味合いにおいても、発達障がい者自身への一助として必要ではないかと認識をさせていただいております。そこで、現在ありますふれあい生活訓練場につきましては、今後まだ自立支援の方で23年度より豊住園の方が自立でやられますので、その一環として何か一体的な部分で使えないかということを一過御家族等の方と相談させていただきながら、活用について検討していきたいと考えておりま

す。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 豊住園が社会福祉法人になるということで、あの北側の施設がどうなるかもちょっと流動的だと思いますが、ぜひ市としては、まだ市の施設ですから、その間に発達障がい児と大人が生活訓練できる場として整えていただきたいと思います。

大人の施策の二つ目として、本人や家族を含めての発達障がいの相談日を設けていただきたい。

これは事前調査によりますと、子供の発達障がいは希望が丘学園のぞみが県下で一つ、センターですね、支援センター。大人は伊自良苑が県下で一つだそうです。伊自良苑は県から委託を受けておりまして、県内にその相談日を設けてほしいという自治体があれば、受けなければならないそうです。そして各自治体はお金を払わなくていいと、県から委託費をもらっているのです。現在相談日を設けているのは多治見市と可児市だけ、もし瑞穂市から申し出があれば、まだ三つ目なので、日程的に今のうちなら月1回だったらゆとりがあるという、それで経費も無料で引き受けられるというふうに聞いております。

それで、現在、伊自良苑に瑞穂市から相談・指導を受けに行っているのが約8名いるそうです。この中には、1年前に立ち上げられた市の中の発達支援を支え合う会も入っております。これは法の第20条で、こういう団体の活性化を図らなければならないという法律もあります。ということで、相談日を設けてほしいんですが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 議員が言われましたように、児につきましては、先ほども言われました県立の希望が丘学園の発達支援センターのぞみで、岐阜県在住の自閉症を中心とした発達障がいの方に対する総合的な支援を行っている部分がございます。伊自良苑につきましては、今言われました部分につきましては、まだちょっと把握してございませんけど、一遍研究させていただくということで、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） これもぜひ検討していただきたいと思います。無料でできることだそうです。

3点目ですが、市役所も含めて市内の就労対策、雇用主への啓発を図っていただきたい。

法の第1条には目的とありまして、この中に就労支援をすることということが書いてあります。それで、市内のある30代の方からメールをいただきまして、瑞穂市内のある施設に囑託で就職したと。しかし、非常に理解がなかったということで、この方はやめられて、今、小1時

間かかるほかの市の施設に就労なさいました。それで、新年度も仕事を続けられるように本人、伊自良苑、それから職場の上司が話し合い、そういうことならこちらも配慮するからということと、1年間、新年度も認められたというメールが来ております。市役所からまず始めて、市内の事業主にもこの発達障がいに関する就労の理解を、啓発をぜひ進めていただきたいと思います。お答えをお願いします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 発達障がい者を含めまして障がい者への就労支援は、障がい者の社会的自立、経済的自立とともに、社会参加を促進して自己実現を図る上でも重要なポイントだと考えております。しかしながら、現実的には昨今の経済情勢もございまして、障がい者の方への企業への就労は依然厳しい状況であるということも確認しているところでございます。障がい者の法定雇用率の達成はもちろん、就労希望者ができる限り一般雇用につけるように、公共職業安定所等の関係機関と密に連絡・連携しながら、各種制度の周知徹底を図っていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 実際の就労はチャンスがあるかどうかということがかかってきますので、私が申し上げるのは、まず市役所の中から、そして市内の事業主の方へ啓発・啓蒙を行っていただきたいと思いますということでございます。勉強しなければ到底理解しがたい障がいだと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、発達障がい児・障がい者支援のまとめとして二つのことを申し上げ、共生のまち瑞穂市を目指して市長の御認識、心意気のほどをお伺いしたいと思います。

一つ目は、市内・市外を含めて、自立した生活の実現のために総合支援体制をつくっていただきたいと思います。

もともと「広汎性」といいますといろいろな広く障がいがあるわけですので、行政の中のいろいろな分野の方の協力が必要になるわけです。支援法の第3条の4にはこのようにあります。国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育及び労務を担当する部局の相互の緊密な連携の確保をすること。さらに、犯罪の被害者、加害者になりやすいために、犯罪防止のための消費生活担当部局その他の関係機関との協力体制を整備すること。ですから、今までのような縦割りでは到底対応し切れないということですので、これからの市役所、公機関としてのあり方のためにも、とてもやってみることはいいことだと思うので、まずこの各部局で連携をしてやっていく方向でしていただきたいと思います。

それから二つ目ですが、発達障がい者の生きる道は三つです。一つは、総合的な支援体制を受け、就労し、普通の市民として自立した人生を歩むこと。立派に普通の社会人となることで

す。二つ目は、2次障がいを併発し、引きこもり、ニート、ひいては社会的逸脱行為者になるかもしれないということです。日本ではこれが非常に多い。心のやみとか不可解な行動であるということがよく新聞紙上にありますが、それはこういう背景があるわけです。三つ目は、非常に勉強していない方にはどうか、私もええと思ったようなことがあるんですね。実は、天才と呼ばれるように、天才と呼ばれている人の中には発達障がい者が多いというのは御存じでしょうか。何冊かの本の中にありますのをまとめますと、レオナルド・ダ・ヴィンチ、モーツァルト、エジソン、アインシュタイン、ピカソ、スピルバーグ、トム・クルーズ、ビル・ゲイツ、日本では黒柳徹子さんが多動児だったと言われております。生きている方にもそういうふうに言っているわけですから、特殊なつまり才能があるということなんですね。

ということで、何を申し上げたいかということ、瑞穂市の施策によって、非常に不名誉なことになるかもしれないけれど、反対に、充実した施策をすれば、瑞穂市から将来、あの人が出てきた瑞穂市ということになる可能性もあるわけですね。でも、これは市民も市役所も学校も、みんな全体でそういうことを理解し、包容力を持って支援体制をつくらなければなかなかできないことだと思います。

きょう私が取り上げました施策については、生活訓練場も既にあるわけですし、相談日も無料で開設できますし、支援員も1人1ヵ月5万円足らずで配置できる。そして、雇用対策への理解は市役所から始めていただけるわけですし、瑞穂市には新年度教育支援センターができましたし、啓発・啓蒙も非常に皆様のお考え一つでお金もかからずにやれるということですので、まさに「コンクリートから人へ」ということを地で行くようなケースなんですね。ということで、私は1年かかってここまでわかったんですが、皆様方に今まで私同様無知だった方は御理解を少しはいただけたかと思いますが、ということで、非常に最後に、ええっ、そんなことなのかと、そういう輝かしいような障がいなのかという点もございまして、面倒をかけるだけでは決してないということも御理解いただきまして、最後に市長のこれからのお気持ちを伺いたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） このたびの熊谷議員の一般質問は、発達障がい児また障がい者、さらに家族への支援についてということで、1点に絞っての御質問でございました。このことに関しまして本当にいろいろと調査・研究もされておりました、私もいろんなことがわかったようなところでございます。いろいろ今御指摘をいただいたところでございますが、やはり行政が支えるべきは支えなくてははいけない。そんなところから、十分に御指摘をいただきましたことに対しましてこちらでも調査・研究しながら検討を加えてまいりたい、このように思っております。そのことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 1点、ちょっと調べたことでぜひつけ加えておきたいことを忘れましたので申し上げたいと思いますが、生活訓練場をぜひ使わせていただきたいということについて、こういうお話があります。社協の連続講座でアスペルガー症候群の子を持った親が講師になったわけですが、その方は子供の自立に際して、ウイークリーマンションを借りて、まず1日、その子に一人で生活させた。1日できたら次は2日させた。次は3日させた。今度は1週間ね、今度は2週間ね、今度は1ヵ月ねというふうに、つまり先ほど申し上げましたように、一つやってもそれができるようになるわけじゃないんですね。徐々に徐々に何度もやらないとできないという障がいなので、非常にきめの細かい支援が必要なわけですね。こういうことをしたと。これを聞いていた受講者でやはりアスペルガーの子を持った親が、そんなにお金がかかることはうちは到底できないと言ってみえました。ぜひあそこの生活訓練場で、小さいときから、泊まりがけでもさせてほしいと言っていました。発達障がい者にも利用の道を開いていただきたいをお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（小川勝範君） 以上で、熊谷祐子君の質問を終わります。

これで一般質問は全部終了いたしました。

皆さん方にお礼を申し上げます。16日、17日、18日と一般質問をされた16名の議員さん方、大変御苦労さんでございました。また、執行部の方も大変御苦労さんでございました。

#### 散会の宣告

議長（小川勝範君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午前11時33分